

令和3年9月9日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	田	崎		靖
総	務	松	林		聡
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	下	村	浩	信
建	設	寺	山	靖	久
会計管理者兼会計課長		幸	尾	か	おる
総	務	岩	下	善	孝
総	務	藤	家		隆
人権・同和対策課長		江	口	清	一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		川	原	逸	生
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		村	田	秀	哲
市	民	山	崎	智	香子
税	務	吉	牟		剛
保	険	広	瀬	義	樹
福	祉	中	村	祐	介
産	業	嶋	江	克	彰
商	工	江	島	裕	臣
農	林	山	崎	公	和
農業委員会事務局長		田	中	宏	幸
都	市	山	浦	康	則
都	市	中	野		将
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	染	川	康	輔
教育次長兼教育総務課長		山	口	徹	也
生涯学習課長兼中央公民館長		江	頭	憲	和
監	査	村	田	敏	樹
監	査	中	村	日	出代

---

令和3年9月9日（木）議事日程

開議（午前10時）

- 日程第1 議員上程  
議員提案第1号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 報告第7号 令和2年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）
- 日程第3 議案第32号 令和2年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第33号 令和2年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第34号 令和2年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第35号 令和2年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第36号 令和2年度鹿島市水道事業会計決算認定について  
議案第37号 令和2年度鹿島市下水道事業会計決算認定について  
（一括大綱質疑、決算審査特別委員会付託）
- 日程第4 議案第38号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第39号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 議員上程

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．議員上程であります。

議員提案第1号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての審議に入ります。

提案者代表の説明を求めます。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

皆さんおはようございます。それでは、議員提案第1号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由及び改正内容の説明をいたします。

皆さんのお手元にある議員提案の議案書1ページを御覧ください。

提案の理由は、欠席の届出、請願書の記載事項、情報通信端末機の使用について条文を整備したいので、この案を提出するものであります。

次に、同じ議案書3ページを御覧ください。

この規則は、公布の日から施行するものです。

次に、議案提案の説明資料、また違う資料になりますが、説明資料の1ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条と第79条の改正は、本会議と委員会での欠席の届出の規定ですが、欠席事由を従前の疾病、出産に加え、公務、育児、看護、介護、配偶者の出産補助等の事由を加えるものです。

第126条の改正は、請願書の記載において、従前、請願者の押印が必要でありましたが、請願者の署名でも可能とするものです。

同じ説明資料2ページを御覧ください。

第144条の2の条文は、新たに情報通信端末機器の使用に関しての規定をするもので、会議等で議員や議会事務局、執行部が議長の指定するタブレット型端末、パソコンについて、使用ができるものとするものです。

議案書の1ページに書いてありますが、提案者は鹿島市議会議員中村日出代、同じく池田廣志、同じく杉原元博、同じく樋口作二、同じく中村和典、同じく中村一堯、同じく稲富雅和、同じく勝屋弘貞、同じく松尾勝利、同じく徳村博紀、同じく福井正、同じく松尾征子、同じく松田義太、同じく伊東茂。

以上で提案理由及び改正内容の説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

本議案は議長を除く全議員からの提出案件ですので、質疑を省きます。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田一美君）**

討論を終わります。

採決します。議員提案第1号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田一美君）**

起立全員であります。よって、議員提案第1号は提案のとおり可決されました。

## 日程第2 報告第7号

### ○議長（角田一美君）

次に、日程第2．報告第7号 令和2年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。村田企画財政課参事。

### ○企画財政課参事（村田秀哲君）

おはようございます。私のほうから、報告第7号 令和2年度鹿島市土地開発公社決算について御説明いたします。

議案書は1ページとなっております。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度鹿島市土地開発公社の決算を別紙のとおり報告するものでございます。

別冊の決算書を御準備願います。

決算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度は、公有地の取得及び処分は実施いたしておりません。理事会の開催状況、監査の状況につきましては、記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

役員及び職員の一覧表となっております。

事務局は、企画財政課が所掌いたしております。

3ページをお願いいたします。

令和2年度収入支出決算書でございます。

収入は、予算額、事業外収入38千円に対し、決算額38,759円となっております。

4ページをお願いいたします。

支出は、予算額、管理費38千円に対し、決算額5千円となっております。備考欄記載のとおり、監査費用弁償となっております。

5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費、事業損失4,545円は、4ページの支出決算額5千円から消費税455円を差し引いた額でございます。

4の事業外収益、受取利息38,759円は、預金の利息収入でございます。

5の事業外費用、雑損失455円は、消費税でございます。

経常利益、当期純利益は収入合計から支出合計を差し引いた33,759円となり、令和3年度に繰り越すものでございます。

6ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部は、現金預金として、資産合計37,020,274円を市内金融機関へ預金として保管い

たしております。

負債の部はございません。

資本の部、1、資本金の基本財産は、定款規定の1,500千円でございます。

2、準備金の前期繰越準備金は35,486,515円、当期純利益は33,759円、準備金合計が35,520,274円となっております。

資本合計は、基本財産の1,500千円を加え、37,020,274円となっております。

7ページは準備金計算書でございます。

8ページは財産目録、9ページ、10ページは決算監査意見書の写しでございます。

11ページは資本金明細表、12ページは現金及び預金明細表となっておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第7号は終わります。

ここで執行部席の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（角田一美君）

それでは、会議を再開します。

### 日程第3 議案第32号～議案第37号

次に、日程第3. 議案第32号 令和2年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第33号 令和2年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第34号 令和2年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第35号 令和2年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、議案第36号 令和2年度鹿島市水道事業会計決算認定について、議案第37号 令和2年度鹿島市下水道事業会計決算認定について、以上の6議案は一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。幸尾会計管理者。

○会計管理者（幸尾かおる君）

議案第32号から議案第35号までの令和2年度鹿島市の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要について、別冊の令和2年度鹿島市歳入歳出決算書により一括して説明いたします。

なお、説明の都合上、ページが前後いたしますことを御了承願います。

それでは、まず初めに議案第32号の一般会計について説明します。

決算書の3ページを御覧ください。

表の一番下、歳入合計欄になりますが、予算現額は20,421,378千円で、令和元年度と比較して4,500,098千円の増となっております。

調定額は18,916,531,134円、収入済額は18,772,163,888円で、収入済額は前年度より3,611,311,929円の増、前年度比123.8%となり、調定額に対する収入率は99.2%となっております。

不納欠損額は23,938,091円で、前年度より2,755,352円の減、また、収入未済額は120,429,155円で、前年度より12,067,469円の減となっています。

次に、一般会計の歳出です。

6ページを御覧ください。

表の一番下になります。

歳出合計欄の支出済額は18,364,401,982円で、予算執行率は89.9%となりました。翌年度繰越額は1,536,235,675千円です。不用額は520,740,343円となっており、この結果、欄外にありますように、歳入歳出差引残額は407,761,906円となります。ただし、翌年度に繰り越すべき財源156,149,675円を含むものです。

次に、事項別明細書により歳入の主なものについて説明いたします。

16ページを御覧ください。

1款．市税です。調定額は前年度より約6,700千円減の3,187,026,986円、収入済額は約3,000千円増の3,077,691,971円で、歳入総額に占める割合は16.4%となっております。不納欠損額は23,807,410円で、前年度に対し約1,100千円の減、収入未済額は85,527,605円で、約8,600千円の減となっております。

不納欠損額及び収入未済額の主な要因は生活困窮によるものです。

1項1目．個人市民税の調定額は1,106,445,765円で、前年度に対し約16,200千円の減となっており、主な要因は給与所得等の減によるものです。収入済額は1,072,273,802円で前年度に比べ約12,800千円の減、不納欠損額は5,727,843円で約840千円の増、収入未済額は28,444,120円で約4,200千円の減となっております。

2目の法人市民税については、収入済額161,811,800円で、前年度に比べ約10,500千円の減となっております。新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けたと見られる一部の製造業や旅行、観光業などに減少が見られます。

2項．固定資産税の調定額は1,559,690,465円で約13,100千円の増、主な要因は新築住宅の増加分によるものです。収入済額は1,489,311,500円で約19,800千円の増、不納欠損額は17,095,370円で約2,300千円の減、収入未済額は53,283,595円で約4,400千円の減となっております。

3項. 軽自動車税の調定額は122,146,197円で前年度より約4,100千円の増、収入済額は118,574,210円で約4,500千円の増、不納欠損額は984,197円で約370千円の増、収入未済額は2,587,790円で約770千円の減となっております。

4項. 市たばこ税は、調定額、収入済額とも235,497,759円で、令和2年10月からの増税もあり、前年度より約2,900千円の増となっております。

17ページを御覧ください。

10款. 地方交付税の収入済額は3,827,208千円で約70,600千円の増、歳入総額に占める割合は20.4%となっております。

18ページを御覧ください。

12款. 分担金及び負担金の収入済額は152,693,768円で約83,000千円の減、歳入総額に占める割合は0.8%となっております。その主な内訳は、1項の分担金において、2目. 農林水産業費分担金が約8,600千円の減、2項の負担金において、1目. 民生費負担金の児童福祉費負担金が約71,000千円の減などです。分担金、負担金に不納欠損額はなく、収入未済額が前年度より約3,000千円減の12,738,272円となっております。

19ページ、13款. 使用料及び手数料の収入済額は208,835,876円で、前年度と比べて約12,000千円の減となりました。市営駐車場使用料をはじめ、多くの市営施設の使用料収入が減となりましたが、22ページにございますように、廃棄物処理手数料は約1,800千円の増となりました。

22ページ、14款. 国庫支出金の収入済額は5,851,447,510円で約3,548,000千円の増、歳入総額に占める割合は31.2%となっております。1項. 国庫負担金は、生活保護費負担金、災害復旧事業などにより約77,000千円の増となりました。

23ページにある2項. 国庫補助金は、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、特別定額給付金補助金、また、24ページにあります民生費国庫補助金では、子育て世帯臨時特別給付金及びひとり親世帯への臨時特別給付金、25ページにあります教育費国庫補助金の公立学校情報機器整備費補助金などで、合計約3,470,000千円の増となりました。

25ページの最後のほうにあります15款. 県支出金は収入済額1,618,656,750円で、前年度に比べて約12,900千円の増、歳入総額に占める割合は8.6%となっております。1項. 県負担金では、1目. 民生費負担金などで約11,400千円の増、2項. 県補助金では、農林水産業県補助金で産地パワーアップ事業費補助金などの増加があり、約124,000千円の増となっております。3項. 県委託金は64,379,739円で約6,600千円の減となっております。

31ページ、16款. 財産収入です。収入済額16,701,722円で約6,600千円の減です。

32ページ、17款. 寄附金は、収入済額744,736,209円で約101,800千円の増です。これは、ふるさと納税寄附金などが増加したことによるものです。

33ページ、18款．繰入金は、収入済額678,664,940円で、前年度に比べ約15,900千円の増となっています。ふるさと納税基金や下水道事業会計繰入金などが増えております。

34ページ、19款．繰越金の収入済額は301,123,699円で、前年度より約82,000千円の減です。

20款．諸収入の調定額は462,939,352円、収入済額は458,170,997円、不納欠損額は127,981円、収入未済額は4,640,374円となっております。収入済額は前年度より約78,300千円の減となっています。これは主に5項．雑入の減となっています。不納欠損額及び収入未済額については、生活保護費の過年度分返還金です。

38ページ、21款．市債は、調定額、収入済額ともに1,018,166千円となり、前年度比約98,900千円の減となっています。災害復旧債、減収補填債など116,200千円の増がありましたが、市民会館建設のための公共施設等管理事業債、小・中学校の空調整備のための教育債など215,000千円が減となったことによります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の事項別明細書により各費目の特徴的なものを説明します。

41ページを御覧ください。

議会費は、予算現額149,311千円、支出済額147,283,044円、不用額2,027,956円、予算執行率98.6%、決算構成比率0.8%となりました。研修旅費や議員の欠員による報酬の減少などにより、支出済額は前年度より約6,000千円の減となっています。

2款．総務費は、予算現額5,270,562千円、支出済額5,186,543,867円、不用額84,018,133円で、予算執行率98.4%、決算構成比率は28.2%となっております。支出済額は前年度より約2,737,000千円増加しています。これは、44ページの上段にあります一般管理費、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金、49ページにありますふるさと納税推進費のふるさと納税基金積立金などによるものです。

54ページをお願いします。

3款．民生費は、予算現額5,949,923千円、支出済額5,811,179,473円、不用額138,743,527円となりました。予算執行率97.7%、決算構成比率31.6%です。支出済額は前年度より約178,000千円減となっています。これは主に63ページの2目．保育運営費で、保育所整備事業補助金及び保育所運営費委託料、放課後児童クラブ整備費の減少などによるものです。

67ページをお願いします。

4款．衛生費は、予算現額1,034,379千円、支出済額925,175,818円、繰越明許費80,524千円、不用額28,679,182円で、予算執行率89.4%、支出済額は前年度に比べ約47,000千円の増となっています。これは主に68ページの予防費で各種予防接種委託料と、73ページにあります廃棄物処理費で令和2年7月豪雨に伴う災害廃棄物処理委託料などが増加したのによります。

74ページをお願いします。

6款. 農林水産業費は、予算現額1,730,396千円、支出済額1,105,745,974円、繰越明許費549,557千円、不用額75,093,026円となっています。予算執行率は63.9%、支出済額は前年度に比べ約230,300千円増となっています。これは79ページにあります園芸振興費の産地パワーアップ事業交付金、それと、85ページ、旅行管理費の旅行施設ストマネとありますが、ストックマネジメント事業の増加によるものです。

86ページ、7款. 商工費は、予算現額761,971千円に対し支出済額673,283,471円、繰越明許費42,277千円、事故繰越し11,229,675円、不用額35,180,854円で、予算執行率88.4%、支出済額は前年度に比べ約306,700千円増加しています。これは主に商工業振興費で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による消費喚起型小規模事業者等緊急支援事業などの増加によるものです。

91ページをお願いします。

8款. 土木費は、予算現額895,496千円に対し支出済額756,421,052円、繰越明許費123,077千円、不用額15,997,948円です。支出済額は前年度に比べ約534,000千円減少しています。これは主に、これまで2項の都市計画費で支出していた下水道事業会計の繰出金が、公営企業会計移行に伴い13款の諸支出金からの支出に変わったためです。

104ページをお願いします。

9款. 消防費は、予算現額465,302千円に対して支出済額462,506,672円、不用額2,795,328円で、支出済額は前年度に比べ約26,000千円の増となっています。これは4目. 災害対策費で、令和2年7月豪雨等の災害対応に従事した職員の人件費や、避難所の新型コロナウイルス感染症対策のための間仕切りなどの備品の増加によるものです。

106ページをお願いします。

10款. 教育費は、予算現額1,958,474千円に対して支出済額1,533,580,060円、繰越明許費364,500千円、不用額60,393,940円で、支出済額は前年度に比べ約32,000千円の増となっています。主な要因は、116ページにあります生涯学習推進費の生涯学習センター空調整備更新工事、また、111ページにあります小・中学校の学習用コンピューターの整備などによります。また、明倫小学校校舎の大規模改造1期工事にもよるものです。

122ページ、11款. 災害復旧費は、予算現額654,220千円に対して支出済額235,401,097円、繰越明許費365,071千円、不用額53,747,903円で、支出済額は前年度に比べ約207,000千円の増となっています。これは令和2年7月豪雨により被害に遭った農地・農業用施設や土木施設の復旧事業などによるものです。

124ページになります。

12款. 公債費は、予算現額909,501千円に対し支出済額908,642,016円、支出済額は前年度に比べ約13,700千円増加しています。

13款. 諸支出金は、予算現額557,124千円に対し支出済額556,808,318円、不用額315,682円となりました。支出済額が前年度に比べ約549,000千円増加しているのは、主に公共下水道事業特別会計への繰出金が2項の公営企業費からの支出になったことによります。

次に、議案第33号 鹿島市国民健康保険特別会計について説明します。

7ページにお戻りください。

歳入です。

表の一番下、歳入合計欄の予算現額は3,702,765千円、調定額は3,874,745,771円、収入済額3,710,218,597円、不納欠損額49,771,929円、収入未済額は114,755,245円となっております。前年度と比較して、予算現額は約166,000千円の減、調定額は126,000千円の減、収入済額は約91,700千円の減、不納欠損額は約5,200千円の増、収入未済額は約39,800千円の減となっております。調定に対する収入率は95.8%となります。

9ページを御覧ください。

歳出になります。

表の一番下、歳出合計欄の支出済額は3,665,798,646円で、予算執行率は99.0%です。不用額は36,966,354円で、この結果、欄外にありますように、歳入歳出差引残額は44,419,951円となり、全額が国民健康保険基金に繰り入れられるものです。

128ページを御覧ください。

事項別明細書により歳入の主な款について説明いたします。

1款. 国民健康保険税の調定額は911,683,754円で、前年度より約63,100千円の減となっております。その主な要因は、滞納繰越分の調定減や国民健康保険の被保険者の減少などによるものです。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対して減免及び徴収猶予が行われたことによります。収入済額は748,374,218円で約28,700千円の減、歳入総額に占める割合は20.2%、不納欠損額は49,736,952円で約5,200千円の増です。収入未済額は113,572,584円で約39,600千円の減となっております。不納欠損及び収入未済の主な要因としては、生活困窮や納税義務者の死亡によるものです。

3款. 国庫支出金は、収入済額5,294千円で、129ページにありますように、内容は社会保障・税番号制度システム整備補助金及び新型コロナウイルス感染症減免分、豪雨災害減免分の補助金となっております。

4款. 県支出金は、収入済額2,528,448千円で前年度より約150,000千円の減、6款. 繰入金金は、収入済額420,660,964円で前年度より約95,000千円の増です。内容は、国民健康保険基金からの繰入金と保険安定繰入金等の一般会計からの繰入金を合わせたものです。

130ページをお願いします。

8款. 諸収入は、調定額8,532,753円、収入済額7,315,115円、不納欠損額34,977円、収入未済額1,182,661円となっております。

続きまして、歳出について説明します。

132ページを御覧ください。

2款. 保険給付費は、支出済額2,420,089,883円となり、前年度より約116,400千円の減となっております。

134ページを御覧ください。

3款. 国民健康保険事業費納付金は、支出済額1,021,929,555円で約51,500千円の減、135ページの6款. 保険事業費の支出済額は30,374,861円で前年度より約5,000千円の減、136ページの9款. 諸支出金は、支出済額77,413,683円で約44,000千円の減となっております。

次に、議案第34号の後期高齢者医療特別会計について説明します。

10ページにお戻りください。

歳入合計の予算現額は430,183千円、調定額は426,320,648円で前年度より約6,000千円の増、収入済額は425,425,315円で約6,500千円の増、不納欠損額は36,900円で約160千円の減、収入未済額858,433円は、前年度に比べ約390千円の減となっております。

11ページを御覧ください。

歳出合計の支出済額は424,091,723円で前年度より約5,700千円の増、予算に対する執行率は98.6%、不用額は6,091,277円となっております。

この結果、欄外にありますように、歳入歳出差引残額は1,333,592円となっております。

139ページを御覧ください。

歳入の主な説明をいたします。

1款の後期高齢者医療保険料の調定額は290,635,425円で、前年度より約13,300千円の増となっております。収入済額は289,740,092円で、約13,800千円の増、収納率は99.7%で、歳入総額に占める割合は68.1%となりました。

3款. 繰入金は、調定額及び収入済額いずれも134,920,067円で、前年度より約5,370千円減となっております。

141ページを御覧ください。

歳出ですが、2款の佐賀県後期高齢者医療広域連合への納付金が主なものです。納付金は416,546,392円で、前年度に比べ約11,200千円増となり、決算構成比率は98.2%となりました。

最後に、議案第35号 給与管理特別会計についてです。

決算書の12ページから13ページに内容を掲載してありますが、この会計につきましては給与事務の簡素化のために設けられたもので、一般会計及び各特別会計の報酬、給料、職員手当等、また共済費と重複した決算となっておりますので、説明は省略させていただきます。

また、決算書の147ページから実質収支に関する調書、151ページからの財産に関する調書、163ページからの基金運用状況報告につきましても説明を省略させていただきます。

以上をもちまして令和2年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定についての内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ここで10分ほど休憩します。11時から再開します。

午前10時51分 休憩

午前11時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

当局の説明を求めます。染川水道課長。

○水道課長（染川康輔君）

それでは、議案第36号 令和2年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

令和2年度鹿島市水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の令和2年度鹿島市水道事業会計決算書で御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

決算書の1ページ、2ページを御覧ください。

令和2年度鹿島市水道事業決算報告書でございます。この報告書は税込み表記でございます。

それでは、収益的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入でございます。

1款. 事業収益は、予算額586,549千円に対し、決算額は2,408,069円増の588,957,069円でございます。

この事業収益の決算額内訳でございますが、1款1項. 営業収益は、主たる営業活動から生ずる収益であり、給水収益、新設負担金など、決算額は534,488,281円でございます。

1款2項. 営業外収益は、主たる営業活動以外から生ずる収益であり、他会計補助金、長期前受金戻入など、決算額は54,291,528円でございます。

1款3項. 特別利益は、当年度の経常収益から除外すべき収益であり、過年度損益修正益として、決算額は177,260円でございます。

次に、支出でございます。

1款. 事業費は、予算額495,479千円に対し決算額は438,882,347円となり、不用額は56,596,653円でございます。

この事業費の決算額内訳でございますが、1款1項. 営業費用は、主たる営業活動から生

ずる費用であり、水道施設の維持管理費用、事務全般に関する費用や減価償却費など、決算額は383,054,055円でございます。

1款2項. 営業外費用は、主たる営業活動に係る費用以外の費用であり、企業債利息など、決算額は55,828,292円でございます。

1款3項. 特別損失は、当年度の経常費用から除外すべき損失でございますが、支出はございません。

1款4項. 予備費の執行はございません。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

1款. 資本的収入は、水道資産の取得に伴い生ずる収入でございます。当初予算額146,498千円に前年度からの繰越額に係る財源充当額104,100千円を加えた合計250,598千円に対し、決算額は26,671,474円減の223,926,526円でございます。

資本的収入の決算額の内訳でございます。

1款1項. 他会計出資金は、一般会計からの簡易水道事業債の償還元金に係る出資で、決算額は5,396,526円でございます。

1款2項. 他会計負担金は、一般会計からの消火栓設置等負担金でございまして、決算額は1,200千円でございます。

1款3項. 工事負担金は収入がございません。

1款4項. 工事補償金は、下水道事業実施に伴う配水管等の移設補償でございまして、決算額は14,630千円でございます。

1款5項. 固定資産売却収入は収入がございません。

1款6項. 企業債は、水道施設建設に伴う資金の借入れですが、前年度からの繰越額に係る財源充当額を加えた決算額は202,700千円でございます。

次に、支出でございます。

1款. 資本的支出は、水道資産の取得に伴い生ずる支出でございます。当初予算額386,343千円に前年度からの繰越額104,126千円を加えた合計490,469千円に対し、決算額は437,444,103円となり、不用額は53,024,897円でございます。

この資本的支出決算額の内訳でございますが、1款1項. 建設改良費は、人件費、配水管の布設替、久保山配水池改修事業費など、決算額は246,846,828円でございます。

1款2項. 企業債償還金は、企業債元金の償還でございまして、決算額は190,597,275円でございます。

1款3項. 予備費の執行はございません。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額213,517,577円は、当年度分消費

税及び地方消費税資本的収支調整額21,403,160円、過年度分損益勘定留保資金2,186,980円、当年度分損益勘定留保資金161,288,909円及び減債積立金28,638,528円で補填しております。  
続きまして、5ページを御覧ください。

令和2年度鹿島市水道事業損益計算書でございます。

この損益計算書は当該年度の経営成績を表すものであり、税抜き表記でございます。

1. 営業収益から2. 営業費用を減じた営業利益は112,254,215円でございます。この営業利益に3. 営業外収益を加え、4. 営業外費用を減じた経常利益は128,294,942円でございます。この経常利益に5. 特別利益を加え、6. 特別損失を減じた当年度純利益は128,461,986円でございます。

続きまして、6ページ、7ページを御覧ください。

令和2年度鹿島市水道事業剰余金計算書でございます。

剰余金計算書は、資本金、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減変動したかを表すものでございます。

資本金は、今年度の資本的収入である他会計出資金5,396,526円分が増加し、当年度分残高は1,572,650,715円でございます。

資本剰余金は増減がなく、当年度末残高は前年度と同額の367,360,769円でございます。

利益剰余金でございますが、減債積立金は前年度純利益118,199,791円の利益処分を受け、28,638,528円を資本的収支不足額へ補填したことに伴い、当年度末残高は605,012,055円でございます。

未処分利益剰余金は、前年度末残高に含まれる前年度純利益118,199,791円を減債積立金に積み立て、減債積立金の取崩額28,638,528円及び当年度純利益128,461,986円の処分を受けたため、当年度末残高は1,092,892,065円となり、利益剰余金の当年度末残高は1,697,904,120円でございます。

よって、資本合計の当年度末残高は、資本金の当年度末残高に資本剰余金合計及び利益剰余金合計の当年度末残高を加えた3,637,915,604円でございます。

次に、6ページ下段の令和2年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書でございます。

これは、当年度の未処分利益剰余金1,092,892,065円に含まれる当年度純利益128,461,986円を鹿島市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき減債積立金へ処分するものであり、処分後残高となる964,430,079円が次年度への繰越利益剰余金でございます。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

令和2年度鹿島市水道事業貸借対照表でございます。

貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、当該企業が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示したものでございます。

資産の部でございます。

固定資産合計は、水道施設などの有形固定資産合計4,267,721,079円にダム使用权などの無形固定資産合計2,376,574,752円を加えた6,644,295,831円でございます。

流動資産合計は、主に内部留保した現金預金845,838,180円など、872,253,392円でございます。

よって、資産合計は、固定資産合計に流動資産合計を加えた7,516,549,223円でございます。

次に、負債の部でございます。

固定負債合計は、企業債残高のうち、1年以内に償還が発生しない企業債2,080,853,480円など2,160,174,146円でございます。

流動負債合計は、企業債残高のうち、1年以内に償還が発生する企業債186,847,109円など249,668,644円でございます。

繰延収益でございますが、長期前受金は、固定資産の取得に伴い交付された補助金等相当額を長期前受金勘定をもって整理したものでございまして、2,356,065,617円でございます。マイナス表記をしております収益化累計額は、毎事業年度長期前受金から国庫補助金等で取得した資産の減価償却を財源として収益化した額の累計でございます。長期前受金から収益化累計額を減じた繰延収益合計は1,468,790,829円でございます。

よって、固定負債、流動負債、繰延収益を合計した負債合計は3,878,633,619円でございます。

次に、資本の部でございます。

資本金及び剰余金につきましては、決算額の6ページから7ページで説明いたしました剰余金計算書の内容となりますので、説明は省略いたしますが、資本金合計に剰余金合計を加えた資本合計は3,637,915,604円でございます。

よって、負債資本合計は、負債合計に資本合計を加えた7,516,549,223円でございます、8ページの資産合計と一致をいたしております。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

このページは、決算書作成に伴う特記事項を注記として記載しておりますが、説明は省略いたします。

決算書類の説明は以上となります。

続きまして、決算附属書類の説明でございます。

12ページから14ページは令和2年度鹿島市水道事業報告書の概況、15ページから17ページは契約金額3,000千円以上の新設工事及び改良工事の概要を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

18ページを御覧ください。

ここからは業務について記載しております。

まず、令和2年度の配給水状況でございます。

年度末給水人口は2万4,840人、年度末給水戸数は9,552戸、年間配水量は291万2,678立方メートル、年間有収水量は229万3,142立方メートル、年間有収水量率は78.7%となりました。

次に、受託修繕工事及び給水装置工事状況でございます。

工事全体では、昨年度より42件減少し、351件でございます。

次に、事業収入に関する事項でございます。金額は税抜き表記でございます。

事業収入全体では、前年度と比較して6,572,813円増の540,636,319円でございます。

なお、給水量1立方メートル当たりの料金収入は203円60銭でございます。

19ページを御覧ください。

次に、事業費に関する事項でございます。金額は税抜き表記でございます。

事業費全体では、前年度と比較して3,689,382円減の412,174,333円でございます。

なお、給水量1立方メートル当たりの給水原価は159円62銭でございます。

20ページを御覧ください。

ここからは会計について記載しております。重要契約の要旨では、契約金額10,000千円以上の工事を記載しております。

次に、企業債及び一時借入金の概況では、企業債の借入れ、償還について記載しております。借入額は202,700千円、年度末の未償還残高は2,267,700,589円でございます。

21ページを御覧ください。

次に、その他会計経理に関する事項では、議会の議決を経なければ流用できない経費の決算額について記載しております。

職員給与費の決算額は64,059,232円でございます。交際費の執行はございません。

次に、棚卸資産購入限度額に対する決算額では、新品メーター及び修繕メーター購入の決算額について記載しております。決算額は2,988,661円でございます。

次に、令和2年度補填財源説明では、決算書3ページで説明いたしました資本的収支不足額213,517,577円に対する補填財源について記載しており、補填後の残高は733,474,041円でございます。

22ページを御覧ください。

その他（不課税収入明細書）でございます。収益的収入及び資本的収入中の不課税収入の用途を表したものでございます。

23ページを御覧ください。

令和2年度鹿島市水道事業会計キャッシュフロー計算書でございます。キャッシュフロー計算書は、1会計期間における現金預金の増減を業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分により表示したものでございます。

業務活動によるキャッシュフローは、水道事業の通常の業務活動による資金の増減を表すものでございまして、投資活動、財務活動以外の取引を表したものでございます。当年度純利益、減価償却費などを計上した結果、332,855,627円の資金が得られました。

投資活動によるキャッシュフローは、水道施設の整備などの設備投資による資金の増減を表すものでございます。当該年度は、有形固定資産の取得による支出、他会計からの繰入れによる収入の結果、209,699,528円の資金を使用いたしました。

財務活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れや償還などによる資金の増減を表すものでございます。当該年度は、建設改良企業債の借入れにより202,700千円、他会計からの出資により5,396,526円の収入がございましたが、建設改良企業債の償還により190,597,275円を支出した結果、17,499,251円の資金が得られました。

以上、当該年度における資金の増減は、業務活動で得た資金を有形固定資産取得のための投資活動と企業債償還のための財務活動に充てたことにより、現金預金の期末残高は140,655,350円増加し、845,838,180円となりました。

この額は、決算書8ページ、令和2年度鹿島市水道事業貸借対照表に記載しております流動資産の現金預金の額と一致をしております。

続きまして、24ページから28ページは令和2年度鹿島市水道事業会計収益費用明細書、29ページから31ページは令和2年度鹿島市水道事業会計資本的収支明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

32ページから33ページは固定負債明細書でございます。有形固定資産及び無形固定資産の増減、減価償却の状況を表したものでございますが、説明は省略させていただきます。

34ページから39ページは企業債明細書でございます。

38ページ及び39ページの最下段の計の行を御覧ください。

企業債の発行総額4,656,100千円に対し、償還高累計は2,388,399,411円、未償還残高は2,267,700,589円でございます。

以上で令和2年度鹿島市水道事業決算認定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

次に、議案第37号について説明を求めます。田代環境下水道課長。

**○環境下水道課長（田代 章君）**

それでは、議案第37号 令和2年度鹿島市下水道事業会計決算認定について御説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求めるものでございます。

別冊の下水道事業会計決算書にて説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

それでは、決算書1、2ページを御覧ください。

令和2年度鹿島市下水道事業決算報告書でございます。金額は税を含む額の表示となっております。

初めに、収益的収入及び支出でございます。

収入、1款. 下水道事業収益は、予算額合計1,094,221千円に対し、決算額は1,095,611,814円でございます。

決算額の内訳でございますが、1項. 営業収益は、主たる営業から生ずる収益で、下水道使用料、他会計負担金など、予算額合計493,446千円に対する決算額は275,605,483円でございます。

2項. 営業外収益は、主たる営業活動以外から生ずる収益でありまして、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入など、予算額合計571,401千円に対する決算額は790,632,182円でございます。

3項. 特別利益は、令和元年度分消費税及び地方消費税還付金でございまして、予算額合計29,374千円に対する決算額は29,374,149円でございます。

次に、支出になりますが、1款. 下水道事業費用は、予算額合計968,460千円に対し決算額は949,377,855円で、繰越額8,400千円を除いた不用額は10,682,145円となりました。

決算額の内訳でございます。

1項. 営業費用は、主たる営業活動に要する費用で、管渠、ポンプ場、処理場の維持管理費用、事務全体に関する費用や減価償却費など、決算額は852,978,401円でございます。

2項. 営業外費用は、主たる営業活動以外に要する費用でございまして、企業債利息など、決算額は89,183,498円、また、第3項. 特別損失は、令和元年度分に係る賞与、法定福利費引当金、繰入金など、決算額は7,215,956円でございます。

4項. 予備費の執行はございません。

3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入、1款. 資本的収入は、当初予算額1,701,247千円に補正額379,272千円及び前年度からの繰越額に係る財源充当額89,000千円を加えた予算額合計は2,169,519千円、これに対します決算額は1,329,730,527円でございます。

次に、決算額の内訳でございますが、1項. 企業債は、予算額合計1,153,600千円に対し決算額は726,000千円、2項. 他会計負担金は、予算額合計19,015千円に対し決算額は14,992,723円、第3項. 他会計補助金は、予算額合計26,128千円に対し決算額は17,564,104円でございます。

4項. 国庫補助金は、予算額合計944,000千円に対し、決算額は544,329,500円でございます。

す。

5項. 受益者負担金及び受益者分担金は、予算額合計26,776千円に対し、決算額は26,844,200円でございます。

次に、支出になりますけれども、1款. 資本的支出は、補正額及び前年度からの繰越額を加えた予算額合計2,470,134千円でございます。また、決算額は1,619,464,233円で、令和3年度への繰越額769,420千円、継続費逡次繰越額63,623千円、これを除きました不用額は17,626,767円でございます。

次に、決算額の内訳でございますけれども、1項. 建設改良費は、管渠、ポンプ場、処理場の人件費、委託料、工事請負費など、決算額は1,230,294,404円でございます。

2項. 企業債償還金は、元金の償還金で、決算額は389,169,829円でございます。

3項. 予備費の執行はございません。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足いたします額302,606,206円は、引継金32,968,913円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額49,936,612円、当年度分損益勘定留保資金219,700,681円でもって補填をいたしております。

なお、補填財源の詳細につきましては、22ページのほうに記載をいたしております。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和2年度鹿島市下水道事業損益計算書でございます。

1年間の経営成績を表す指標でありまして、金額は税抜き表示でございます。

1. 営業収益から2. 営業費用を減じた営業損失は572,506,689円でございます。この営業損失に3. 営業外収益を加え、4. 営業外費用を減じた経常利益は74,124,588円でございます。この営業利益に5. 特別利益を加え、6. 特別損失を減じた当年度純利益は96,297,347円となりました。

6ページ、7ページを御覧ください。

鹿島市下水道事業剰余金計算書でございます。

資本金、資本剰余金、利益剰余金の増減を表すものでございます。ここも金額は税抜き表示となっております。

資本金、資本剰余金の増減はなく、当年度末残高は、資本金757,602,314円、資本剰余金434,013,198円でございます。

また、利益剰余金は、未処分利益剰余金において当年度純利益の増により、当年度末残高は96,297,347円となりました。

よって、資本合計の当年度末残高は1,287,912,859円となっております。

また、下の表でございますが、剰余金処分計算書でございます。

これは当年度純利益96,297,347円を鹿島市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づきまして減債積立金へ積み立てますことから、次年度への繰越利益剰余金は

発生しないことを表しております。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

令和2年度鹿島市下水道事業貸借対照表でございます。

決算日におけます財政状況を明らかにし、保有する全ての資産、負債及び資本を表す指標でございます。これにつきましても金額は税抜き表示でございます。

8ページは資産の部でございますけれども、固定資産は有形固定資産1,518,075,677円に無形固定資産3,053,600円を加えました15,192,129,277円、流動資産は現金預金151,485,885円、未収金80,254,861円など合計230,950,746円でございます。

よって、資産合計は15,423,080,023円となります。

次に、9ページ、ここは負債の部となります。

固定負債は1年以内に償還が発生しない企業債など5,599,566,915円、また、流動負債は1年以内に償還が発生いたします企業債など447,055,636円でございます。

繰延収益でございますけれども、長期前受金は、減価償却を行うべき固定資産の取得、または改良に充てるために交付を受けた補助金、あるいは受益者負担金等相当額を長期前受金勘定をもって整理いたしましたもので、8,409,438,729円となります。

また、長期前受金収益化累計額は、毎事業年度長期前受金から国庫補助金等で取得をいたしました資産の減価償却の財源として、収益的収入でございます長期前受金戻入へ収益化した額の累計でございます。

したがって、長期前受金から収益化累計額を減じた繰延収益合計は8,088,544,813円となり、これに固定負債、流動負債を加えた負債の合計は14,135,167,164円となります。

次に、資本の部でございます。

資本金及び剰余金につきましては、6ページ、7ページの剰余金計算書でも説明いたしましたとおり、資本合計は1,287,912,859円となりました。

よって、負債合計に資本合計を加えます負債資本合計は15,423,080,023円となり、8ページの資産合計と一致をいたしております。

次に、10ページを御覧ください。

ここは決算書の作成に当たりまして特記事項を注記として記載しておりますけれども、説明は省略させていただきます。

次に、決算附属書類となります。

11ページ、12ページ、ここは令和2年度鹿島市下水道事業の報告書でございます。

11ページから14ページは概況、15ページから17ページ、ここは工事を記載いたしております。説明は省略させていただきます。

18ページを御覧ください。

ここは業務でございます。

令和2年度末現在の状況でございますけれども、計画区域内人口1万5,139人、供用開始区域内人口1万1,983人、下水道接続人口8,722人となり、計画区域内普及率は79.2%、水洗化率は72.8%となりました。また、総処理水量に対する有収水量は88.7%でございます。

次に、中段の表でございます。事業収入に関する事項で、合計1,038,060,754円、下段の表も事業費に関する事項の総合計につきましては941,763,407円となっております。

19、20ページをお開きください。

ここからは会計でございますが、契約金額10,000千円以上の工事請負費及び委託料につきまして、重要契約の要旨を記載いたしております。

21、22ページを御覧ください。

企業債及び一時借入金の概況でございますが、企業債の本年度末残高は5,951,417,682円となっております。

22ページのその他会計経理に関する事項は、議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費を記載いたしております。

次に、補填財源の説明でございますが、これは3ページで説明いたしました資本的収支不足額302,606,206円に対する補填財源について記載をしております。補填後の残高は122,873,577円でございます。

23、24ページを御覧ください。

ここは不課税収入明細書であります。他会計負担金等の不課税収入の用途を表したものでございます。

25ページを御覧ください。

令和2年度鹿島市下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。1年間の資金の流れを明らかにする指標でありまして、金額は税抜き表示でございます。

業務活動によるキャッシュフローは、下水道事業の通常の業務活動の実施による資金の増減を表すもので、326,490,367円の資金を得ております。

投資活動によるキャッシュフローは、将来に向けた運営基盤の確立のため行われる投資活動による資金の増減を表すもので、555,569,489円の資金を使用いたしております。

また、財務活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れや償還による資金の増減を表しており、336,830,171円の資金を得ておるところです。

以上により、令和2年度の資金の流れといたしましては、業務活動や財務活動で得た資金を固定資産取得のための投資活動に充てたことにより、現金預金の期末残高は107,751,049円増加をいたしまして151,485,885円となりました。この額は、8ページの貸借対照表に記載をしております。流用資産の現金預金と一致をいたしておるところです。

26ページから30ページ、ここは収益費用明細書、次に、31ページから33ページは資本的収支明細書となっております。説明は省略をさせていただきます。

34ページ、35ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。有形固定資産及び無形固定資産の増減と減価償却の状況を記載いたしております。

次に、36ページから39ページ、ここは企業債の明細書となっております。

38、39ページの一番下ですけれども、計の欄を御覧ください。

企業債発行総額1,054,160千円に対し、償還高累計は4,596,742,318円、未償還残高は5,951,417,682円となっております。

40、41ページを御覧ください。

予算繰越計算書でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。第7号井手分汚水幹線・枝線管渠築造工事以下7件におけます来年度への繰越額は769,420千円となっております。

42、43ページを御覧ください。

上の表は前ページに引き続き予算繰越計算書でございますが、ここは地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による下水道事業費用の事故繰越額でございます。

生ごみディスポーザー実証調査業務委託料の翌年度への繰越額は8,400千円でございます。

最後に、下の表は継続費繰越計算書でございます。地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越額となっております。

祐徳門前地区未普及解消事業の翌年度への通次繰越額は63,623千円でございます。

以上、令和2年度鹿島市下水道事業会計決算認定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（角田一美君）

議案第32号から議案第37号までの6議案は、決算審査特別委員会を設置し、委員会付託による審査を予定しております。このため、質疑は6議案を一括し、総括的な大綱質疑といたします。

なお、質疑をされる場合は会計名を言ってから質疑に入ってください。質疑ありませんか。6番中村和典議員。

#### ○6番（中村和典君）

ただいま説明がありました議案第32号 令和2年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について質疑をいたします。

令和2年度の状況は、皆様方御承知のように令和2年7月の大雨災害、それから、長引く新型コロナウイルス感染症対策、こういったことで鹿島市においても市制施行最大の予算規模ということで、執行部におかれても業務の多忙さ、それから、資金のやりくり等について非常に苦労されたかと思えます。

それで、今、一般会計について決算の報告を受けたわけですが、これに先立ちまして、9月3日の9月定例会の開会日に市長のほうから提案理由説明ということで、決算の特徴について発言がっております。その中で、もう一つ掘り下げてお尋ねしたいことがありますので、今から質問いたしたいと思います。

まず、今申し上げましたように、令和2年度においては歳入歳出とも前年度対比で20%を超える予算の規模になったということが大きな特徴ではないかと思っております。その中で、特に1年半以上継続している新型コロナウイルス感染症対策に約3,430,000千円、それから、昨年7月豪雨の災害復旧関係に約235,000千円が令和2年度の決算に関わる大きな影響ということで報告を受けたわけですが、

それで、私が非常に気になったのは、新型コロナウイルス感染症については本当に見込みが立たないような長期化をしておりますが、私たち行政当局にとっては、これがいつ終息に向かうのか、ある程度対策を万全にするためにどれくらいの費用がかかっていくのか、その点が大きな気になります。これはもちろん人間の命を守るというのが最前提でございますので、思い切った対応が必要であると思っておりますが、今私が申し上げましたコロナ対策の3,430,000千円、これに対して国、県からの支援額、それに市単独の一般財源としての持ち出し額、これが決算で幾らになっているのか。事業の中身は必要ございません。財源の規模についてお願い申し上げたいと思います。できましたら、その財源の負担比率についてもお願いを申し上げたいと思います。

それからもう一つは、7月の豪雨災害で、まだこれは復旧事業継続中ですが、235,000千円の支出が令和2年度において終わっております。これについても国、県の支援額と、それから、受益者の分担金、あるいは負担金、それから、市の一般財源、これが幾らの額が持ち出しをされたのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

村田企画財政課参事。

**○企画財政課参事（村田秀哲君）**

私のほうからは、質問のほうの新型コロナウイルス感染症対策に関する財源内訳ということでお答えをいたしたいと思います。

主要成果説明書の資料をお持ちでしたら、154ページ、155ページをお開きいただきたいと思っております。

ここに令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策に係る主な事業を集約して、再掲ということで抜き出して集計をいたしております。先ほど議員がおっしゃられた3,430,000千円が155ページの合計の欄に記載してあると思っております。

そのうち財源内訳といたしましては、国の補助金、国庫補助金が3,416,000千円程度、このうち422,701千円が地方創生臨時交付金としていただいております。その隣の欄が県支出

金13,145千円、その他の財源がありまして、この2年度の中では、一般財源としては3,721千円ということで財源内訳がなっております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

山崎農林水産課長。

**○農林水産課長（山崎公和君）**

私のほうからは、令和2年7月の豪雨災害による農林関係の復旧に要する経費について御説明をいたします。

決算書の122ページのほうをお開きください。

こちらのほうに11款の災害復旧費ということで、農林水産業施設災害復旧費の項目がございます。こちらのほうで、1目の現年発生農地農業用施設補助災害復旧費ということで、支出済額のほうが140,385,497円ということになっております。

これにつきましては、主要成果説明書の152ページのほうにございますけれども、財源として、国、県を含めまして県ということで31,607千円、市債21,300千円、その他247千円、一般財源が87,231千円ということで記載をしております。その下段のほうに林業用施設の災害復旧事業ということで2,742千円の支出がありますけれども、財源内訳につきましては、市債、それから、一般財源ということになっております。

そのほか、災害復旧にのらなかった分につきましては、市単費で各地元のほうに上限500千円を基本として、原材料支給、それから、重機借り上げ等について支援をしている状況でございます。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

質疑の途中ですが、午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

**○議長（角田一美君）**

休憩前に引き続き会議を開き、議案第32号から議案第37号までの質疑を続けます。

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

都市建設課からは、現年発生の土木施設災害事業費の財源内訳についてお答えしたいと思います。

主要成果資料の153ページをお開きください。

事業費が89,728千円となっております。財源につきましては、国の補助が50,295千円、市

債が33,400千円、一般財源として6,033千円です。この中には、事業内容にもありますように土砂崩壊の土砂撤去費の機械借上料とか、あと災害復旧の測量業務委託も含まれております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

6番中村和典議員。

○6番（中村和典君）

それでは、答弁いただきましたので、続けて質問いたしたいと思います。

まず、災害についてでございますが、非常にコロナ対策で忙しい中に災害まで発生したということで、かつてない市役所の事務の状況ではなかったろうかと推察をいたしております。そういった中で、なかなか業者との契約の問題等で、災害復旧事業については繰越しをせざるを得ないという箇所が相当件数あったかと思えます。

それで、今年も8月の盆前後に大雨が発生したわけでございますが、この災害はいつ来るか分からないということで非常に危機感がございます。そういったことで、繰り越された災害復旧事業について、いつ頃の時点に完了見込みなのか、その点についてお伺いをしたいと思えます。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

令和2年7月豪雨の農林水産関係の農地農業用施設の復旧工事の状況についてお答えいたします。

災害復旧工事で、該当箇所というのが全部で235か所、農地と施設合わせて235か所ということで工事の箇所を想定しております。今現在、繰越しも含めてなんですけれども、8月末現在で203か所の発注が終わっております。率でいいますと86.3%でございます。

発注のスケジュールでいきますと、今年度中の発注は225か所を目標に現在進めているところでございまして、残り10か所については、さらに令和4年度まで工事が延びる見込みをしている状況でございます。

議員が言われますように、災害が農地以外のところというか、いろいろインフラのほうもありまして、建設事業者の方も鋭意努力して地元の復旧には協力をしていただいておりますが、箇所が多いのでどうしても一気に進まないところがございますけれども、できるだけ我々のほうも受注をしていただけるような形で発注をしていくように工夫をしております。

それから、今年8月の雨によりまして、また市内で農地農業用施設の被害の報告が上がっております。今現在45か所ぐらい上がっておりますけれども、まだ今現在も集落のほうから数か所ずつ報告が上がってきている状況でございます。ここに付きましても現地を確認しな

がら、今後の復旧に向けて準備を進めていきたいと考えております。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

昨年7月豪雨による土木施設災害ですけれども、全災害箇所47か所中、38か所を繰り越しておりまして、現在、8月末時点で全て工事は完了しているところでございます。

○議長（角田一美君）

6番中村和典議員。

○6番（中村和典君）

それでは次に、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたしたいと思いますが、先ほど説明の中では、3,430,000千円の中で市の一般財源の持ち出しが3,721千円ということで、私たちの考えておった以上に少ない額ということでびっくりしたわけでございます。しかし、事業のメニューを見ておりますと、38の事業に単年度で取り組んでいただいております。

それで、この事業の内容としては、1年間の行政ベースで考えたらこれくらいの取組が目いっぱいだったのかなという感もいたしますが、今それぞれの業種の方にお話を聞きますと、一番言われるのは、鹿島市独自のそういった支援事業を思い切って打ち出すことができなかつたのかという声を非常に多く聞くわけでございます。

特に農業者の方、それから、漁業者の方、それから、商工業者の方、非常に先行きが見通せない。今、自分たちの生業に一生懸命取り組んでおられますが、コロナの影響によって、せっかく農産物を作っても実際今年の秋以降に農産物が当たり前の価格で、当たり前の消費量で取引ができるのだろうかというふうな不安の声がいっぱいございます。それから、有明海の海にしても、気象に左右されるというふうな危惧がございます。また、いろんな国からの規制に応じ、あるいは県からの規制に応じて、飲食店を中心として営業の規制をかけられております。そういったことで、鹿島市の産業を支える農業、漁業、それから、商工業、この3本の柱が非常に今危機感を持っておられます。

そういったことで、また新たな事業については新年度予算の中でいろいろ協議をしたいと思いますが、特にその点について執行部の考え方が、今年度の決算を振り返って、特にコロナ対策についてどういうふうな意向を持っておられるのか、その点についてだけ御質問をして終わりたいと思います。

○議長（角田一美君）

下村産業部長。

○産業部長（下村浩信君）

それでは、商工業、あるいは農林水産業ということでお尋ねでございますので、産業部の

ほうからお答えをしたいと思います。

これまでもコロナ禍において、第1次産業の振興、あるいは経済対策につきましても、議員の皆様方をはじめ、市民の皆様にご理解と御協力を賜りまして、現在のところ、様々な事業の展開を行ってきたところでございます。

既に御承知のとおり、社会経済の環境は大変厳しい状況にある中で、市民の皆様におかれども不安な日々を過ごされている中で、市としても幾らかでも経済の活性化、あるいは農林水産業の振興、こういったことに取り組んでいかなければならないということで現在も考えているところです。

特に産業においては、飲食店の緊急支援事業、鹿島でいーと！「家めし&店のみキャンペーン」や、地域経済の活性化及び市民生活の向上に資する鹿島を元気に！家計もお店も「助かつ券」など商工業対策、飲食業対策を行ってきたところでございます。また、第5弾としても、「助かつ券」第2弾、あるいはウイズコロナ催行ツアーなどの事業を積極的に推進しているところでもございます。

また、農林水産業につきましては、農業者の皆様がここを支援していただきたいということと非常に要望されているところの資金のサポート、給付金のサポート、あるいは議員の皆様からも提案を御指導いただいたようなセーフティーネットの加入の補助金、こういったことも次々に事業を展開いたしてきたところであります。

今後も市内の産業を活性化する、あるいは市の発展のために、議会をはじめ、関係機関の皆様方と連携、協力しながら、しっかりと鹿島市経済の振興に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（角田一美君）**

ほかに質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

ただいま中村和典議員のほうからも質問があつて、重なる部分もあるかも分かりませんが、質問したいと思います。

今日の説明の中で、特に手数料だとか、負担金だとか、それから、使用料なんか非常に減少したという説明がありました。恐らくこれは、やっぱり去年のコロナの影響なんかで皆さん方の収入が減ってきたというのが事実だと思うんですね。

私は去年の年度途中でも何度か、いろんな予算が組まれたときに、もっと市が独自の政策をすべきじゃないかと、もっと金を使うべきじゃないかと何度も言ってきたと思います。そのときにどういう答弁が返ってきたかといいますと、まだこれから何があるか分からないからそう使えないんだということを繰り返しておっしゃったのを私は覚えています。

先ほどの質問の中でコロナ関係に使われた一連の事業が出ておりますが、約34億円ですね。これだけのお金が出ておりますが、この中の事業を見ますと、例えば、学校の子供たちの夕

タブレットだとか、何かの施設設備だとか、そういうのに使われたお金が非常に多いわけです。

私が言いたいのは、このコロナの影響の中で市民の皆さんの暮らしが非常に落ち込んでいたと。どういうことなのかといいますと、例えば、一番最初に子供たちが全校、学校がお休みになりましたね。そのときなんかは子供を見る人がいないところは、お母さんが仕事に行けなくなって収入が入らないというような現状も出てきました。また、特に女性の方で、パートで働いていらっしゃる人、特に飲食業とかいろんなところで働いている人は、お客が来ないのでしばらく休んでくださいということで仕事がなくなってきたと。そういう中で収入が減ってきた。そういう事情がいっぱい出てきました。商売をしている人の中にも仕事ができなくなったというのがありました。だから、そういうときに、そういう皆さんたちに私は行き届くようなことをすべきだということをこれまでも言ってきたと思います。

例えば、税金の問題だとか、いろんな減額だとか、そういう問題も言ってきたと思いますが、なかなか十分にそれができてこなかった。そういう影響がいまだに市民の皆さんの暮らしを圧迫している。特に母子家庭とか若い御家庭の生活、本当に大変な状況があります。

最初から相談に来られて、どうしたらいいんでしょうかと言われてたところ、手の届く分は、社協とかいろんなところに貸付けもありますよとか、そういうアドバイスもしたことがありますが、全部に行き渡るということはなかなかありませんし、市報とかなんかでもそういうお知らせはあっておりますが、なかなか皆さんそこまで行き届かない。そういう状況ですから、私はもっと生活全面に対して市が支援をしていくと、そういうことが必要だったと思うんですよ。

大きく言いますと、皆さんに行き渡るのが、例えば、保険税を減額するとか、そういう問題、そういうのを一つ一つ取り上げながら、今を市民にどうして乗り切ってもらおうかということをやっつけていかなくてはいけないわけですから、全体的に行き渡るような市の政策をすべきだったと思うんですよ。

これだけのお金の中で、確かに子供たちのタブレットも必要でしょう、何とかも必要でしょう。しかし、それよりもまず皆さんの生活を、今の暮らしを守っていくために何をしなければいけないか。一番大事なのは、皆さんの暮らし、健康、命を守ることなんです。それが十分にできてこなかったというのがあるんですよ。

私はその辺が、今までも指摘をしてきましたが、これまで令和3年になってもまだ引き続いておりましたが、こういう中でその辺についてはどのようなお考えで市民の暮らしを守ろうという立場に立たれたのか、私はどうしてもその辺が十分に理解できないところがあります。

確かに国も莫大な金をコロナのために使ったと言っています。しかし、国自体がこの莫大な金の中で、何で今使わなくてはいけないかというような軍事費に莫大な金をつぎ込んできたという今日の現状もあるんです。国がこういうふうなら鹿島もと、それはよくないわけで、もちろんそういうところはないわけですがね。

ですから、その辺についてやっぱり一番大事なのは、直接市民の健康と暮らし、命を守るために金を私はもっと使うべきだったと思いますが、その辺についていかがお考えなのか、お聞かせください。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

市民の暮らしを守る政策ということなのですが、これまでも国、県、それから市、一緒になって、コロナで非常に影響があった市民の暮らしを何とかしようということで、いろいろな施策が展開されてきたと思っております。

特に福祉課からは、生活困窮者に対してどういった施策を今までしてきたのか。当初、全世帯への特別給付金というのがございました。その次のステップとして、子育て世帯への臨時特別給付金というのが令和2年4月の当初辺りに出てきたと思っております。こちらの支給が40,000千円程度、40,270千円ということで、2,161世帯にそちらは行き渡っております。

それから、次のステップとして、ひとり親世帯への臨時特別給付金がございました。こちらは令和2年8月ぐらいから申請のほうを受け付けまして、給付金が44,320千円ということで支出をしております。

それから、それに伴って市独自の給付金も、該当にならない世帯がいらっしゃるということで、こちらで市独自の給付金も行っております。そちらが1,450千円、市独自の対象者が35人ということでこれまでやってきたわけです。

それから、議員が言われた生活福祉資金ですね。こちらは社会福祉協議会が主体となって貸付けのほうをされてきました。もう既に1億円を超えております。

それから、生活困窮者自立支援事業で生活相談もやっております。こちらで一人一人の困窮の度合い、状況に応じて、いろんな相談を福祉課、あるいは社協のほうで受け付けて、例えば、職業のほうにあっせんをしたり、職業訓練をしたり、ひとり親の方に職業訓練をしていただいたりとか、その補助金をこちらのほうから支給したりとか、そういったこともやってまいりました。

それから、あと生活保護、最後のセーフティーネットと言われる生活保護に関しても、こちらのほうで受け付けまして、そこまで増えていないんですけれども、こういったことを今までやってきたわけです。

これから本当に見通しが見つからないとは思いますが、その状況に応じて積極的に市といたしましても生活相談、それから、その次のステップの生活の支援等もこちらのほう関わってやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

松尾征子議員に申し上げます。

質疑はなるべく簡明にお願いいたします。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

もちろんいろいろ努力されてきたのは分かりますよ。特にひとり親家庭なんか特別なさっていますが、しかし、こういうことがなくてもそれくらいのをしてもらいたいというくらいの生活程度のところで、こういう事態が起きて、さらにどうしようかというような時期ですから、それだけのお金をやったから安心ということではないんですよ。本当に皆さんが苦勞されながら生活されている姿を見ますが、皆さんもたまには市内に出かけて行って、そういう実情を見ていただきたいと思いますが、本当大変なんですよ。

だから、幾らかずつ給付金をやるのもいいでしょう。それと同時に、定期的に出さなくてはいけないお金を何とか抑えるような制度をこの大変な時期だけでもつくり出して、そして、やっていくというような手だても必要だと私は思うんですよ。あるお母さんが泣きながらおっしゃいました。お金をもらっているけど、本当に何に使ったか分からんようになってしまると、入るものも入らないからと、そういうお母さんもいらっしゃいました。そんな人が多いんですよ。そして、何とか仕事に行きたいと思っても仕事がないわけですからね、そういう現状です。

今、ひとり親という話もありましたが、ひとり親だけではなく、若い御家庭なんか、お父さんのほうの仕事も半分になったとか、収入が半分になったとか、そういうところがいっぱいあるんですよ。ですから、これからまだいつまで続くか分からない現状です。やっぱり給付金などもあります。鹿島はまちかっつと、よそぐらい少し増やしてもらいたかねというような話もありますね。今度も4千円ずつ頂きましたが、お隣の太良町の人から、うちは15千円やったよというような話もありますが、今までもそういうところはいっぱいありました。だから、どこにこのお金を使うかということ。やっぱり一番は生活をしっかり守っていくといういろんな設備も必要でしょう。しかし、それよりも日々の暮らしを安心して暮らしていけるような、そういう体制をつくり出していくのが私は今一番大事だと思うんですよ。これからは続きますよ。本当に昨年から行き詰まった人たちが、どうしたらいいかという人がいっぱいいるわけですからね。そういうのを考えながら、私はここでいろいろは申しませんが、ぜひそういうのに対する補助金を出すのもいいでしょう、それよりも私は月々出さなくてはならない税金その他の必要なものをこの時期だけでも抑えていくというような、そういう政策を取りながら、こういうお金を有効に使っていくことに私はしていただきたいと思います。

いろいろは申しませんが、そういうことでこの1年何か月間か来ましたが、まだまだ明けないところですから、その辺を考えながら、これからはぜひそういう形で取組をしていただくということを私はお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは、議案第32号の昨年度、令和2年度の一般会計、こちらのほうについてちょっと質問したいと思います。

この質疑が始まって最初に、中村和典議員から市長の開会時の演告のことについて質問がありましたが、私もあの演告を聞いていて、いろいろ考えるところがありました。その市長のお言葉の中に、「昨年の豪雨災害の傷が癒えないまま、本年も数十年に一度と言われる大雨による被害が発生をいたしました。大きな災害は起こるものと認識をして、いかに市民の皆様生命を守り、被害を最小限にするかを念頭に置いて、防災・減災の施策を実行することが重要であると考えております。今後も、第七次鹿島市総合計画に掲げた大きな柱の一つ、災害に強いまちづくりのさらなる推進に取り組んでまいります。」と、今の鹿島市の状況の中でこういうふう言葉に言われております。

そういう中で、今回の令和2年度の決算、これは今までの決算ももちろん大事でしたが、このコロナ禍の中、昨年7月の豪雨があり、台風、そして、それに加えてずっと春先から続いたコロナ、そういう中で非常に大変な1年だったと思います。市の職員の方は、本当にお礼を申し上げたいほど、農水課であったり、都市建設課、そのほかいろいろ、環境下水道課もそうでしょう、様々なところ、一生懸命お仕事をさせていただいて、本当にお礼を申し上げたいと思います。

そういう中で、昨年度を経験され、そして、今年、まだ同じようなことが続いている。今回の決算は、一般会計において前年度に比べて45億円増えているわけですね。もちろんこれは国からのコロナ対策の臨時交付金であったり、様々な定額給付や飲食店緊急支援、それから、事業継続支援など国からの給付金、こういうものが全て含まれていますし、さらに災害における復旧工事、そういうものが含まれているわけです。しかし、令和2年度で全てが終わっていただければ、私もここまで質問はしないわけですが、令和3年になっても同じような災害であったり、コロナの影響というものが市民の中に相当大きくなってきている。

そういう中で、市長にお聞きをしたいと思います。

昨年度を経験され、そして、今年、また来年に向けてもそうなんですけど、市政における政策の考え方について、市長自身、軌道修正及び変更等を考えているのか。そして、この第七次総合計画にはそれが盛り込んであるのか。今回の決算を見ながらそういうふうなところが私は気になる場所ですので、まず、市長にその点についてお答えいただきたいと思ます。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名の御質問ですから、私からお答えしましょう。

その前に、先ほど中村和典議員がおっしゃったことで、ひょっとして私どもの考えを正確に理解していただいている部分があるんじゃないかと思しますので、申し上げておきますと、昨年の財源の相当部分、国からもらった金を使っております。そのときに国とのいろんなやり取りがあった中で、大枠は国が決めますけれども、中はそれぞれのまちが知恵を絞って考えていいということがありましたので、私は、ある意味では担当の部局を褒めてあげたいと思っておりますが、いろんな困難の中で、例えば、鹿島だけしかやらなかったんじゃないかと言われているものが、いわゆる「家めし券」ですよね。これはかなりの効果があったんじゃないかと思えます。

これは詳しくは述べませんが、いろんな制度的制約が実はあるんですよ。景表法とかいう法律の制約の中で、こういう対応をしましたから。これは現時点においても、ほかのところでは採用されていない方式ではないかと思えます。だから、国から来た金が全部、市は何も手を触らんで、さっきの三百万何がしだけが鹿島市が頑張った独自の方策と、そういうふうには思わないでください。むしろ、「家めし券」とか、ああいう類いは、お金は国からもらいましたけど、市の中で知恵を絞って担当者が考えたシステムで、ある意味では独自の方策と言ってもいいんじゃないかと思えます。そうせんと、市民の皆さんは、よんにゆうもらって鹿島はちょっとしか出さんやったと誤解されますから。お金は出さなかったけど、口を出した、知恵を出したという部分がかなり含まれております。そこだけは理解をしておいていただきたいと思えます。

そこで、御質問の部分ですけれども、昨年の災害で一番、私自身の感じでいいですと、学習効果が——ちょっと言葉は悪いですけど、学習効果、勉強したと思うのは、市民の皆さんが早く情報を知りたい、早く連絡してほしいということ、これは結果的には鹿島だけではなかったようですけど、そういう思いがあったので、正確な情報を十分確保した上で連絡をします。幸い、鹿島はそのシステムだけは事前に対応してあったと思えますから、あとは運用の仕方だと思えました。それが1つ。

それからもう一つ、学習効果といいますか、反省すべき点は、大雨の中、災害の中で、あそこに避難所があるよ、ここに避難所があるよといっても、うまい具合に頭の中であんばいして避難されるわけじゃないですよ。自分の行きたいところにぱっと行きんさつと。だから、その辺の情報を今回も含めてもう少し丁寧に発信をすれば、せつかく雨の中を荷物かろうて来んさつとこれ、もうここはいっぱいですよといってほかへ行ってもらおうということがないように、これは今回、特にそういう作業をいたしました。

あわせて、コロナ感染の中ですから密を避けるようにということで、これは議会の御了解

を得て、予算化しておりますパーティションとか、そういうものをきちっといたしました。

それから、去年から今年にかけての反省のもう一つが、普通は何日間かおれば収まるというのがこれまでの経験だったんですけれども、今年はだらだらと長い、しかも終わったわけじゃない、人によっては1週間ぐらいおんさつという話になりますから、長期滞在のことを少し考えておかないといけないなと思ったところでございます。だから、今後は長期滞在のシステムと、それから、そのときの備蓄の仕方ですよね。食料ぐらい持ってきてくださいというのはいいんですけど、1週間分持ってきんさつわけじゃなかけんですね、そこはどういうふうに考えるかということだと思います。

それと、たまたま災害対策をやっているところで、コロナが発生をいたしておりました。そうしますと、市役所の業務もコロナが発生する人間が出たら動けなくなってしまうんですよ。だから、そういう災害対策の人員の配置とコロナが出たときのいわゆる事業継続計画、BCPというやつですね、あれをいろんなパターンでつくっておかないといけない。これは、うちは今1個しか持っていませんから、もう少し柔軟なスタイルでつくらないといけないなと、これが反省点でございます。

ただ、1年半ほどのコロナの経験、それから、去年の大災害、今年は小と言ったらいかんですけれども、それほどではない災害を2年続けて経験したことからして、基本的な方針を変えるということは私は必要じゃないんじゃないかと思っております。むしろ、これからは備えないといけないのは、何十年ぶりという災害が2年も3年もと何回も来ることがあるということが分かりましたので、逆に今、全国的な議論をされています。球磨川を中心にした流域治水、ああいう考え方の中で、鹿島で採用したほうがいいかなと思われるところは積極的に取り込んでいくことで対応するというところで、今、中で検討していただいているところでございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

10番伊東茂議員。

**○10番（伊東 茂君）**

昨年を振り返ると、一番はやっぱり災害であり、コロナであり、そこだったろうということで、今の市長の答弁になってきたのかなとは思っております。

それこそ言い方は悪いですけど、来年災害がないわけでもない、あるかも分からない。コロナも、一番最初はインフルエンザと同じように少し、半年か1年たてば収束するだろうという楽観論から、もしかしたらこれは5年ぐらい続いて、治療薬となる特効薬ができない限り同じことの繰り返しではないかというふうに言われるようになってきました。そうやってきたときに、もちろん国からの給付金を含め、交付金、それにすがるじゃないですけど、お願いするところはあるかも分かりませんが、やはり鹿島市が持っている自主財源の中での財

政基金、ここの辺りをやっぱりしっかりと確保しておかないと、もしものときにどうにもならないというか、身動きが取れなくなる可能性がある。

これは担当課の答弁で結構ですけど、財政基金、これについて今後の展望をお答えください。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

財政調整基金の今後の展望ということで、令和2年度末の残高は約9億円となっております。ここ数年、残高決算上、取崩しを続けてまいっております。令和2年度も約180,000千円程度取崩しを行った結果、9億円ということであります。これは通常の、収入支出差引きの単年度の決算上、歳出がやっぱり大きい結果だと思っておりますので、今後もこの取崩しは通常収支の中ではできるだけ圧縮をしていって、そういう災害とかコロナ対応のためにある程度蓄えておく方向性を持って財政運営をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。最悪の場合は、やはり市債を発行するということもあるでしょう。しかし、私たち議員としては、まず、自由に今使えるのがどのくらいあるのか、そこの辺りはある程度確保した上で、どうしようもないときには市債の発行で長期的の返済を考えていくと。それもやむを得ないとは思いますが、そこの辺りでやっぱり気になるのが、市民会館の建設は続いている。そして、今後、駅前周辺整備、これも視野に入れている。そうやってきたときに、今年も財政調整基金が減ってきた、去年も減ってきた、これはやっぱり不安材料の一つでありますので、どのくらいの金額を確保したら安定とか、そういうわけではないと思いますが、しっかりとここの辺りは注意をしておいてください。

最後の質問に行きます。

最初の冒頭に言ったように、コロナ対策であったり、災害対策、本当に職員の方は大変だったでしょう。私が気になるのは、そういう中で休日を返上して仕事をされた方も結構いらっしゃるでしょう。そういう中で職員の方の健康管理、ここがどうなのかなど。この1年で相当悪化をしていないかなど、無理をされた方も多いでしょう。そこの辺りが今回の決算に、全ての各課の職員の方に当てはまることなので、大綱質疑の中で質問させていただきますが、大体職員の方、様々な配置であったり、そういうふうなものを考えられるのは副市長でしょう。副市長、どのようにここの辺り、職員の健康管理は把握をされていますか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

主要成果説明書の19ページを御覧いただきたいと思います。

この中で、事業名としまして職員のメンタルヘルス対策事業ということで、今、議員御質問の中で、近年災害とか、今回コロナ等で職員の業務も初めての件とか、今後もずっと続くような心配もされております。そういう中で、職員の健康管理の取組としましては、毎月の健康相談とか、あるいは労働安全衛生法というものがございまして、これに基づく法定健診とか任意健診等、共済組合と連携を十分図りながら受診勧奨等に取り組んでいるところでございます。

ここに幾つか書いてありますけれども、特にこの対策としましては、専門の産業医がいらっしゃいますので、その方による毎月の健康診断、そして、新規採用職員もこういう時期に新採で入ってきて、体調もそうですけれども、メンタル的に心配されるところがございしますので、新採職員等の健診、職員全体としては人間ドックの受診に対する助成、女性に対しましては女性特有検診が幾つかございますので、そういうものと、あと、その他の検診等ではB型肝炎の検査、胸部検診、たんの検査とか、そういうもの等もございまして、年齢的なものとしては、40歳以上の方に対しての特定保健指導等で共済組合に対して実施をお願いしているところでございます。

ちなみに、正規職員のほうですけれども、診断の状況の数字を御紹介いたしますと、昨年度の決算時点では、2年度で健康診断が94人、人間ドックが146人ということで、合計240人が健康に対しての注意を払っていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

いや、この職員のメンタルヘルス対策事業というのは毎年行われているんですよ。私は、特に今回初めて経験するような仕事をされている方もやっぱり多いと思うんですよ。若い職員であったり、女性の職員であったりとか、そういう方が精神的な苦痛というか、そういうふうなのがないのかなと、通常どおりの勤務というか、仕事ができているのかなと、その辺りを私は心配するところです。

もちろんこれは新年度の決算審査のときに各課については御質問をしていきますけど、その辺り、皆さん健康そのものですよと職員の方がそういうふうにおっしゃられるんだったら幸いです、しかし、何名かの方が何かしらちょっと不安に感じていらっしゃるのか、そ

ういう方がいらっしゃったら、しっかりとしたケアを進めるべきだろうと思いますので、お願いをしたいと思います。

このほかの質問に関しては、特別委員会でもた質問させていただきます。御答弁ありがとうございます。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。

ただいま審議中の議案第32号から議案第37号の6議案は、委員会条例第6条の規定により、定数を12名とする決算審査特別委員会を設置し、一括して付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、本6議案は定数を12名とする決算審査特別委員会を設置し、これに一括して付託することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、池田廣志議員、杉原元博議員、樋口作二議員、中村和典議員、中村一堯議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、伊東茂議員、松尾勝利議員、徳村博紀議員、福井正議員、松尾征子議員、以上の12名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

午後1時49分 休憩

午後2時2分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に9番勝屋弘貞議員、副委員長に8番稲富雅和議員、以上のとおり決定いたしました。

ここで執行部席の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

午後 2 時 3 分 休憩

午後 2 時 4 分 再開

○議長（角田一美君）

それでは、会議を再開します。

ここでお諮りします。議案第38号から議案第39号までの2議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第38号から議案第39号までの2議案は委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第4 議案第38号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．議案第38号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山崎市民課長。

○市民課長（山崎智香子君）

それでは、議案第38号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書をお手元に御用意ください。8ページになります。

提案理由は、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料で説明をいたします。

説明資料の2ページをお開きください。

2、改正内容は、国の法改正に伴い、令和3年9月1日から地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されました。これに伴い、鹿島市において徴収している個人番号カードの再交付手数料については機構が徴収することとなり、市の手数料条例の規定が必要なくなるため、削除をいたすものです。

なお、手数料の徴収事務は機構から市に委託されることとなるため、今までどおり市民課の窓口で受け付けますので、再交付申請手続の方法や手数料の金額に変更はございません。

施行期日は公布の日としております。

参考といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の今回新設された部分の抜粋を載せております。

第16条の2には、個人番号カードについては機構が発行する。第18条の2には、機構が定

める額の手数料を徴収する。また、徴収事務を市町村長に委託することができるとなっております。

3 ページを御覧ください。

今後の手数料徴収事務のイメージ図を示しております。

左下に J-L I S とありますのが機構のこととなります。先ほど申しましたように、再交付の申請を受け付け、手数料を徴収する今までの手続と変更はございません。領収した手数料は市から機構に納入することとなります。

説明資料の 1 ページのほうに戻ります。

こちらには鹿島市手数料条例の新旧対照表を載せております。今回は削除のみとなります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第38号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第38号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第39号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5. 議案第39号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

それでは、議案第39号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は10ページから12ページまで、議案説明資料は4ページから9ページまででございます。よろしいでしょうか。

まず、議案書10ページをお願いいたします。

議案第39号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案理由は、消防団員の定員及び報酬等を見直したいので、この案を提出するものでございます。

議案書11ページから12ページまでが、その改正内容でございます。

それでは、以上の具体的な改正内容につきまして議案説明資料により御説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

最初に、1、改正理由ですが、本市の消防団員について、消防団員の定員を地域の实情に応じて見直し、併せて将来的な消防団員の確保、維持のため、報酬額の引上げなどの処遇改善を行うものでございます。

続きまして、2、改正内容ですが、今回、改正は全部で5点でございますが、主なものは2点で、消防団員の定員の見直しについて、それと消防団員の報酬額の引上げについてでございます。

まず、(1)消防団員の定員の見直しについてでございますが、消防組織法第19条の第2項に「消防団員の定員は、条例で定める。」と規定がされており、本市の条例事項となっておりますが、その総数につきましては、平成12年消防庁告示第1号、消防力の整備指針に定員に対しての考え方が示されております。この指針の第36条に、「消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の实情に応じて必要な数とする。」との規定がございます。この地域の实情に応じて必要な数を算出するに当たりましては、本市消防団本部役員会に諮り、協議を行った上で市内6地区の御了承をいただき、本市の現在の实情に合わせた消防団員総数につきまして、現行の条例定員782人を改正条例定員(案)670人としまして御提案するものでございます。

670人定員見直しの内訳につきましては、まず、指針に定める業務のうち、火災鎮圧などの消火活動に必要な団員数を176人、災害時などに避難誘導等に必要な団員数を470人で、各種現場における実動の必要団員数として算出をいたしております。これらに現在の定員配分のうち、本部6人と女性部14人を加えて端数調整を行った結果、現在の地域の实情に応じた必要な消防団員が670人の総数に至っております。

なお、条例では定員につきまして、第2条に総数782人のみが規定されておりますが、鹿島市消防団の組織等に関する規則第9条に本部、分団ごと及び女性部の定員並びに配置が規定されておまして、今回、定員配分を改正する案が6ページの表でございます。

この配分改正案は、昨年3月、消防団本部役員会の配分調整会議で算出した概算の数字を基に、本年7月の本部役員会にて最終確認を行っていただき、加えて市内6地区につきましても昨年7月から8月にかけて区長会への御説明、御了承の上、各地域の現在の实情を反映

した定員の配分となっております。

続きまして、(2)報酬額の引上げについてですが、消防団員の報酬は消防組織法第23条第1項に、消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関し、常勤の消防団員については地方公務員法で定め、非常勤の消防団員については条例で定めると規定されておりますので、非常勤である本市消防団員の報酬につきましても、定員と同じく条例事項となります。今回、将来的な消防団員の確保、維持を目的に、消防団員の処遇を改善するため、階級ごとの団員の年間報酬額の引上げにつきまして御提案するものでございます。

議案説明資料7ページの上段の表を御覧ください。

表の左側から階級、現行報酬額、改正報酬額案、増加額、増加率の順になります。金額はいずれも年額となっております。部長は本部付の女性部とラッパ部の部長も含まれます。

階級ごとの報酬額を算出する基本的な考え方につきましては、令和3年3月30日の市議会全員協議会において方針説明をさせていただいて、これ以降の変更は行っておりません。

引上げ額の算出につきましては、参考としてお示しをしておりますとおり、県内10市の現在の団員報酬額を調査して、階級が役員以外の団員の年間報酬額を算出しております。算出の方法といたしましては、階級が役職以外の団員の年間報酬額につきまして、県内10市中、最高・最低額を除く8市の平均額が15,350円ございました。この階級の改正案としましては、消防団員の構成比率が79%と一番高く、火災をはじめとした災害現場などにおいて最前線で活動し、その労苦に報いるという考え方を念頭に置いて、その平均額以上に上げて設定する方針に至り、16千円の額で設定をさせていただいたところでございます。

そして、役員である班長以上の階級につきましては、階級が団員の欄の増加率を基準にバランスを取らせていただいております。具体的には、表の一番下の欄の階級が役職以外の団員の年間報酬額が現行12,300円から改正後16千円にすることで、この増加率は約30%になりますことから、他の階級も同様に30%程度の増加率となるように年間報酬額を見直す改正案としております。各階級の改正案は、団長で88,700円から115千円、副団長で57,800円から75千円、分団長で42,700円から55千円、副分団長で28,400円から37千円、部長で15,200円から20千円、最後に班長で13,200円から17千円となりまして、それぞれの増加額及び増加率は改正案の表のとおりでございます。

以上が主な改正点となりますが、(3)その他の改正内容につきましては、3点の御提案でございまして、順を追って御説明をいたします。

7ページの中段から下を御覧いただきたいと思っております。

まず、アの役員変更についてですが、今回の消防団員の定員見直しに伴い、役員の一部につきましても見直しを行うものでございます。

消防団員の階級につきましては、消防組織法第23条第2項の規定で、「消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定め

る。」とありまして、本市では消防団員の階級のうち、班長以上の各役員は条例で定めておりますが、7ページの下の方で上から3行目にございます、現行、本部付1人に対しましては、消防庁の定める基準である消防団員の階級の基準に階級の定めがございませんので、今回の改正により副団長に移行して、消防団本部の上位二役の体制強化を図るため、団長1人、副団長3人の合計4人体制に見直すものでございます。

この本部付につきましては、消防庁の定めのない階級のため、これまで報酬区分は分団長と同じとしてきましたが、実際の職務は副団長と同等であり、また近隣市町の副団長数が3人であるところが多いことに加え、消防団本部からの体制強化の要望もございましたので、今回、副団長に移行する見直しの判断の根拠といたしましたところでございます。

そして、班長につきましては、改正により消防団員の条例定数総数が782人から670人へ112人、約14%減少することから、人数を定員の減少率と同程度となるように消防団本部役員会に諮った結果、17人の削減で見直しの方針に至ったところでございます。

次に、イの消防団員の資格要件の見直しについてでございますが、現行条例第4条2項に消防団員の資格要件を規定しておりますが、その第2号に「年齢18歳以上45歳未満の者。」との規定がございます。この規定のただし書きには、「最高年齢の制限は、班長以上の階級にある団員及び女性消防団員については、適用しない。」とされておりますが、現状、少子高齢化等の影響もございまして、階級が団員の男性消防団員においても45歳未満の者という年齢制限の規定が適用していないということから、今回、消防団の実情に合わせて年齢制限の上限を撤廃するものでございます。

次に、8ページのほうをお願いします。

ウの消防団員の被服等の貸与についてでございますが、現在、消防団員の活動服につきましては、市からは購入費用の3分の2を補助してきましたが、今後、さらなる消防団員の処遇改善の一つといたしまして、消防団員の活動服の購入費用の全額を公費負担とするために、年度内に来年度以降の購入実施に向けた制度設計並びに予算調整を行って、入団申込み時に費用負担が発生をしておりました新入団員が所属する分団の各部、各班並びに行政区などの負担軽減を図る体制整備の改正を行うものでございます。

続きまして、3、改正に至る主な経過でございますが、今回の条例改正に至るまでは足かけ3年を要してきましたが、この間、市議会の皆様をはじめ、消防団、市内区長会の皆様方には何回にもわたり慎重に御協議、御検討を重ねていただきまして、今回の議案の上程に至ったところでございます。

本日上程をしております議案につきましては、市役所に対しましては、消防団の方、区長会の皆様から9月定例会における審議、可決を市議会からいただくよう託された案件につきまして、ケーブルテレビや傍聴等で御覧いただいてもいますので、8ページにお示ししておりますこれまでの主な経過を、市民の皆様方にも分かりやすいように時系列に日付順に補足を

させていただいた形で御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、今回、定員の大幅な改正といたしましては、昭和46年に条例定員970人から780人として以降、半世紀ぶりの改正となったところでございます。そして、報酬につきましても、平成18年に鹿島市財政基盤強化計画による一律削減での改定以来15年ぶりとなり、増額改定という点では今回の前が平成8年の改正以来ですので、25年ぶりの改正となったところでございます。

定員につきましては、令和元年9月の市議会総務建設環境委員会の皆様方と消防団本部の幹部団員の皆様方での意見交換会をきっかけに具体的な検討に入って、先ほど御説明をいたしましたように、新定員の概算の算出を行った後、令和2年3月15日の消防団の本部役員会において概算による分団ごとの定員の配分調整会議で案についての方針を決定して、同年7月から8月にかけては、市内各地区区長会において、現在の消防団の置かれている現状を踏まえ、定員見直しの御説明を行って、全ての地区において消防団と区長から御了承をいただいていたところでございます。

市議会の皆様方にも、同年10月7日の全員協議会において地元との調整状況の報告並びに消防団員の新たな定員についての正確な再検査の結果の報告を行わせていただいて、その算定の方式なども御説明を行った上で、一定の理解を市としては得られたものと判断いたしまして、消防団内では令和2年の年末から新たな定員を見据えた団員の入退団の調整に入らせていただいて、下のほうの米印で御説明をしておりますように、令和4年4月までの2か年間で実員数を新たな定員の670人以内となるように、定員を見直す分団においては現在最終調整を進めていただいているところでございます。

また、括弧書きにもありますように、現時点の実員数は720人でございますが、これは昨年末の退団者数69人いらっしゃいましたが、ここに入替えとなる今年度の入団者数は24人いらっしゃいまして、差引きが45人となります。実員数720人は、令和2年実員数765人からただいまの差引き分45人を削減していただいた1年間の成果でございます。今後、目標とする令和4年4月の670人達成に向けても、ほぼ同数の50人の削減調整を現在行っているところでございます。

また、報酬につきましても、全員協議会において引上げに係る必要性の認識を御説明させていただいて、議員の皆様方からも貴重な御提案等をいただきましたこともあり、その後も継続して検討を重ね、報酬の引上げ時期を次回の消防団員の任期の始期となる令和4年4月以降とすることで準備を進めさせていただいております。

今回の定員と報酬の改正につきましては、同一の条例で相互関連がございますので、本年3月の全員協議会で御説明をいたしましたとおり、当初の本年3月定例会の上程ではなく、今回の9月定例会に半年遅く上程時期を変更することとし、その際、報酬引上げに係る基本的な考え方についてもお示しをしたところでございます。

なお、今年度に入りましてからは、7月3日に消防団本部役員会で定員と報酬に関しまして市議会へ上程前の最終確認並びに御了承をいただいたことを受けて、議案等の再調整、再整備を行って、8月26日の全員協議会で改めて定員及び報酬等見直しの条例改正につきまして御説明をさせていただき、今回の9月定例会への上程に至ったところでございます。

続きまして、4、施行期日でございますが、まず、(1)消防団員の定員の見直しにつきましては、本定例会の議案可決後、令和3年10月1日を予定させていただきたいと思っております。これは3月の全員協議会での御説明のように、消防団の各種負担金のうち、10月1日時点の条例定数で掛金を計算されるものがございますので、佐賀県及び負担金の支払い先にも確認をさせていただいた上で、経費削減のため、半年前倒しして施行予定とさせていただくものでございます。

次に、(2)報酬額の引上げにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、直近で消防団員の任期の始期となる令和4年4月以降の分から適用をさせていただきたいために、その施行日を令和4年4月1日予定とさせていただいております。

次に、(3)その他の改正内容につきましては、7ページで御説明をいたしましたア、役員の変更について、イ、消防団員の資格要件の見直しについて、以上2つの施行日を、定員との関連性も深いため、(1)の団員の定員見直しと同じく10月1日を予定することとして、ウ、消防団員被服等の貸与につきましては別途で定めることといたしております。

次に、9ページは、議案説明資料6ページの2、改正内容の(1)消防団員の定員の見直しについての際に御説明をいたしました定員数の算出に関する考え方として、現行の消防力の整備指針第36条の該当条文の抜粋となります。

最後に、申し訳ございませんが、議案説明資料4ページにお戻りいただきたいと思います。

4ページから5ページにかけては、御説明をいたしました条例の一部改正に関する条例の新旧対照表となります。

内容につきましては、4ページは第2条から第15条までが定員、役員、任用、報酬及び費用弁償、貸与品の改正で、5ページのほうは報酬額の引上げ改正に係る階級ごとの区分け表でございます。

以上で議案第39号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

1点だけ、消防団員の被服等の貸与についてお尋ねをしたいと思います。

消防団員の服装は、以前は紺色1色の服装から、オレンジが入った服装に変わっておりま

したが、現在の階級ごとの服装の状況についてはどうなっていますか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

以前は議員も消防団時代に紺色の1色でございましたが、平成に入ってから消防服の活動服の見直しということで、今の消防署と同じような形のオレンジのラインが入って、それを消防団で現在も維持をしている状況です。今後もしばらくはその状態でいくと思えますけれども、あと幹部の方についてはバックプリントで鹿島市消防団ということで表示をして、一般団員と区別がつくようにはしておりますので、今後また新たな協議等が本部役員会等の中で出てくれば、その都度、臨機応変に対応はすることもあるかとは思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

それでは、今、消防団員として、班長以上じゃなく、団員として最長どれぐらいの方がいらっしゃるんですか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

一般の団員さんということによろしいですかね。年齢的には、下のほうからいきますと二十歳からで、最長年齢は具体的な年齢はちょっと明記していないんですけれども、年齢構成表を1歳ずつございまして、65歳以上が一番最高の年齢の階級になりますが、ここで現状お二人はいらっしゃいます。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

それと、団員とか班長、部長まで合わせて、今、勤続年数の長い方でどれぐらいの方がいらっしゃるんですか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

これは地域によって、6地区ございますが、街部と山間部、私、能古見ですけれども、私も20年の団員経験ございますが、やはり後継者の面でいない場所は20年、30年で、30年以上も出初め式のときに表彰でお分かりになると思いますけれども、30年以上もまだいらっしゃる状況ですので、この辺が今回の改正に伴って、年齢が上の方とか、いろいろな御都合ある方の調整をいろいろ課題がある地域には行っていただいているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

分団によっては30年以上勤めておられる方もおられるし、私が1つ懸念するのは、私も消防団に長い間おりましたが、同じ団服をずっと10年以上着ておられる方がおって、整列したときに明らかに色あせたような感じの団服も以前見受けられた状況があります。

そういうことで、今回、被服等の貸与について、新入団員にはこういうふうに新しい服が貸与されますが、ある程度の団員の年数がたった方についても、再度、その制服の貸与も必要ではないかというふうに考えますが、そのことについてはどう思われますか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいますとおり、長年、10年、20年入っていらっしゃる団員さんで、特に消防活動を主体にももちろん使われますが、その中でやっぱり傷みが出てまいります。そういうことで、その点については新入団員はもちろんですけれども、長年、消防活動で傷んだ消防服については、これは申出は必要になると思えますが、そのときに確認をさせていただいた中で、確実に消防の活動の中で損傷等があったという点については新入団員と同じような形で検討の必要があるということは出ておりますので、そこら辺は消防団本部役員会等の中で諮りながら、あと予算的な調整も必要になってまいりますので、これは実施計画等の中で検討を重ねて、前向きな形で進めさせていただく必要があるとは判断をしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

ありがとうございます。やはりそういうふうに消防団の団員としての活動が、皆さんが自覚を持ちながら気持ちよくやっていただく、その一環として、そこら辺の制服の貸与についても考えていただきたいと思います。

終わります。

○議長（角田一美君）

5 番樋口作二議員。

○5 番（樋口作二君）

このたびは長い時間をかけて、主に人員の減と、それから報酬について検討していただきました。ありがとうございました。私たちも委員会として消防団の方と、特に人員減については非常に大きな問題だと。なかなか見つからないというふうなことで要望を聞いて活動したことを思い出します。

それで、特に定員の見直しについては、程よく少なくしていただいて、非常にありがたいと。これ以上減っても、なかなか組織として維持していくのが難しいかなというぐらいで減らしていただいたということで、地域の方も感謝をしておられました。

それであと、その間に報酬については特に意見がなかったんですね。この際、報酬についても増額していただきまして非常にありがたいというふうに思います。

ですが、今までが悪かったのか分かりませんが、国のほうでも全国的にも話題になって、消防団員の報酬が個人に行き渡らないとかいうのをニュース等で伺ったこともありますけれども、今回、報酬というのは全て個人の口座に振り込まれて、ある意味、分団等が活動するための資金はそれから集めて使うというふうな形にしかならないのか、それとも各分団の要望があったならば、その分団に対して振り込むことができるというふうな形になるのか、その辺の議論をお知らせください。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

今、議員おっしゃいました内容で、消防団の報酬の課題がいろいろ出ております。しかし、これは鹿島のみならず、全国的な課題として、国のほうで検討会を昨年行われて、消防団経験のない、地域の実情があまり理解されていない中で短期間で決定されて、報酬額の課題、あるいは定員の問題等、あと支払いの問題等が出ておまして、佐賀県においてもそういう、どうしたらいいかという問題が浮上しまして、これは佐賀県で県の消防担当部局のほうで20市町を集めた中で担当の悩みとか、あるいは地域の課題等を整理して、定員、報酬、そして報酬の支払いの流れ等について今協議を行っているところです。

基本的には法律ですので、国からの通知は、消防団の報酬は個人に支払うということになっておりますので、ここは鹿島市の中でも消防団本部役員会を通じて各分団に報酬を支払って、分団の中で個人のほうには行き渡っているという現状は市としては判断をさせていただき流れにしております。

今後は、まだ一気に解決はできないかも分かりませんが、地域の中で、特に市の非常勤

の職員としての任務を持っていただいている、あと地域の中でのコミュニティーの中でも、消防団から離れた形でも消防団の服を着て各地区で活躍していただいておりますので、そこら辺のちょっとバランスがどうすべきかというのは、鹿島のみならず、県内の20市町、全国的に今後またいろいろな形で周知されるケースになると思いますが、その中でなるべく早期に解決に向けて対応をしていきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

個人に入るということは、要するに今まで報酬があるということも知らないで活動していた団員もたくさんいるわけで、その意味では非常にボランティア精神で活動していただいていたというふうなことを思います。それが報酬というふうな形でありますので、それなりの責任もあるのかなと思いますけれども、やはりなかなか消防団の参加は結構軽重があるというか、頑張っておられる方とか、なかなか仕事の都合等で行かれないとか、そういう方もおられて、その辺のバランスがちょっと難しいのかなと思いますけれども、やはり報酬というのは個人に払うというシステムがあったなら、それはそういうふうにして、その中から活動費をどのようにして出していくのかというのは各分団に任されるのかなという辺りも思ったりもいたします。

本当によく消防団のことを考えていただいて取り組んでいただいておりますので、今後も地域を盛り上げる意味でも消防団の活動を支えていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。

議案第39号 鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第39号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明10日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時52分 散会